

平成23年度
神奈川県立体育センター研究報告書

県内市町村におけるスポーツ振興施策等
に関する調査

(2年継続研究の2年次)

神奈川県立体育センター
事業部生涯スポーツ課 スポーツ情報班

目 次

【テーマ設定の理由】	1
【目的】	1
【内容及び方法】	1
1 研究の期間	1
2 研究の内容	1
3 研究の方法	1
4 「市町村スポーツ関係事項調査」について	2
【調査内容（平成19年度～平成23年度共通）】	2
【国や県の施策との対比】	2
【結果・考察】	4
1 体育・スポーツ振興事業主管課等について	4
2 スポーツ振興に係る計画について	6
3 スポーツ関係費について	7
4 スポーツ主管課が所管する事業等について	9
5 選手強化事業について	9
6 学校体育施設開放事業について	12
7 スポーツクラブの状況について	13
8 スポーツ大会等をサポートするボランティア組織について	14
9 企業等スポーツ施設の地域住民への開放状況について	15
10 スポーツ施設について	16
【まとめ】	19

県内市町村におけるスポーツ振興施策等に関する調査

(2年継続研究の2年次)

スポーツ情報班 奥津賢一 井上信二 米山教子

【テーマ設定の理由】

文部科学省は、平成12年9月に我が国のスポーツ振興の指針となる「スポーツ振興基本計画」を策定した。このことを受け、神奈川県では、国の計画に基づいて、県としてのスポーツ振興の考え方や取組みを示した「アクティブかながわ・スポーツビジョン」を平成16年12月に策定した。この指針は、県と市町村との役割分担や連携を踏まえながら、県民が生涯にわたって運動・スポーツに親しむことができるようにするための施策を、効率的に進めるために策定されている。

平成22年8月には、文部科学省から「スポーツ立国戦略ースポーツコミュニティ・ニッポンー（以下、「スポーツ立国戦略」という。）」が公表され、これによって、社会的に多様な意義を有するスポーツの振興が、従前にも増して国や地方公共団体、スポーツ団体の重要な責務となった。さらに、スポーツを行う目的の多様化、総合型地域スポーツクラブの成長や、競技技術の向上、プロスポーツの発展、スポーツによる国際交流の活発化など、スポーツを巡る状況の変化に伴い、「スポーツ振興法」を50年ぶりに改正した「スポーツ基本法」が平成23年8月に施行された。そして、平成23年12月には、これまでの施策の中間評価を踏まえ、「アクティブかながわ・スポーツビジョン」が全面的に改定された。

そこで、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部スポーツ課（以下「県教育委員会スポーツ課」という。）が毎年実施してきた、市町村スポーツ主管課を対象とする、スポーツ関係事項調査結果を集計・分析することによって、今後の神奈川県におけるスポーツ振興のPDCAサイクルのひとつの評価材料となり得るのではないかと考え、本テーマを設定した。

1年次は、平成22年度のスポーツ関係事項調査結果を集計・分析することによって、スポーツ振興に関する取組みの全県的な傾向を把握することができた。2年次は、さらに集計・分析の範囲を広げ、国や県の施策等に照らし合わせながら、スポーツ関係事項調査結果の過去5年間の経年変化をとらえることで、今後のスポーツ振興に係るより具体的な方向性を示すこととする。

【目的】

平成19年度から平成23年度の、県内市町村におけるスポーツ関係事項調査結果の縦断的資料を作成し、県内市町村のスポーツ振興施策をはじめ、その他関係事項の実態や年次推移を明らかにすることによって、今後の県のスポーツ振興施策の構築や、市町村のスポーツ振興の取組みに寄与する資料を作成する。

【内容及び方法】

1 研究の期間

平成23年4月1日～平成24年3月31日（2年継続研究の2年次）

2 研究の内容

県教育委員会スポーツ課が実施している県内市町村におけるスポーツ振興に係る計画及びスポーツ関係事業等の調査について集計・分析する。

3 研究の方法

(1) 文献研究

- (2) 質問紙法（市町村スポーツ関係事項調査）によるアンケート調査
- (3) 集計・処理
- (4) 結果の分析及び考察や課題等の検討

4 「市町村スポーツ関係事項調査」について

- (1) 調査期間
平成23年9月下旬～10月下旬
- (2) 調査対象
神奈川県内33市町村スポーツ主管課

【調査内容（平成19年度～平成23年度共通）】

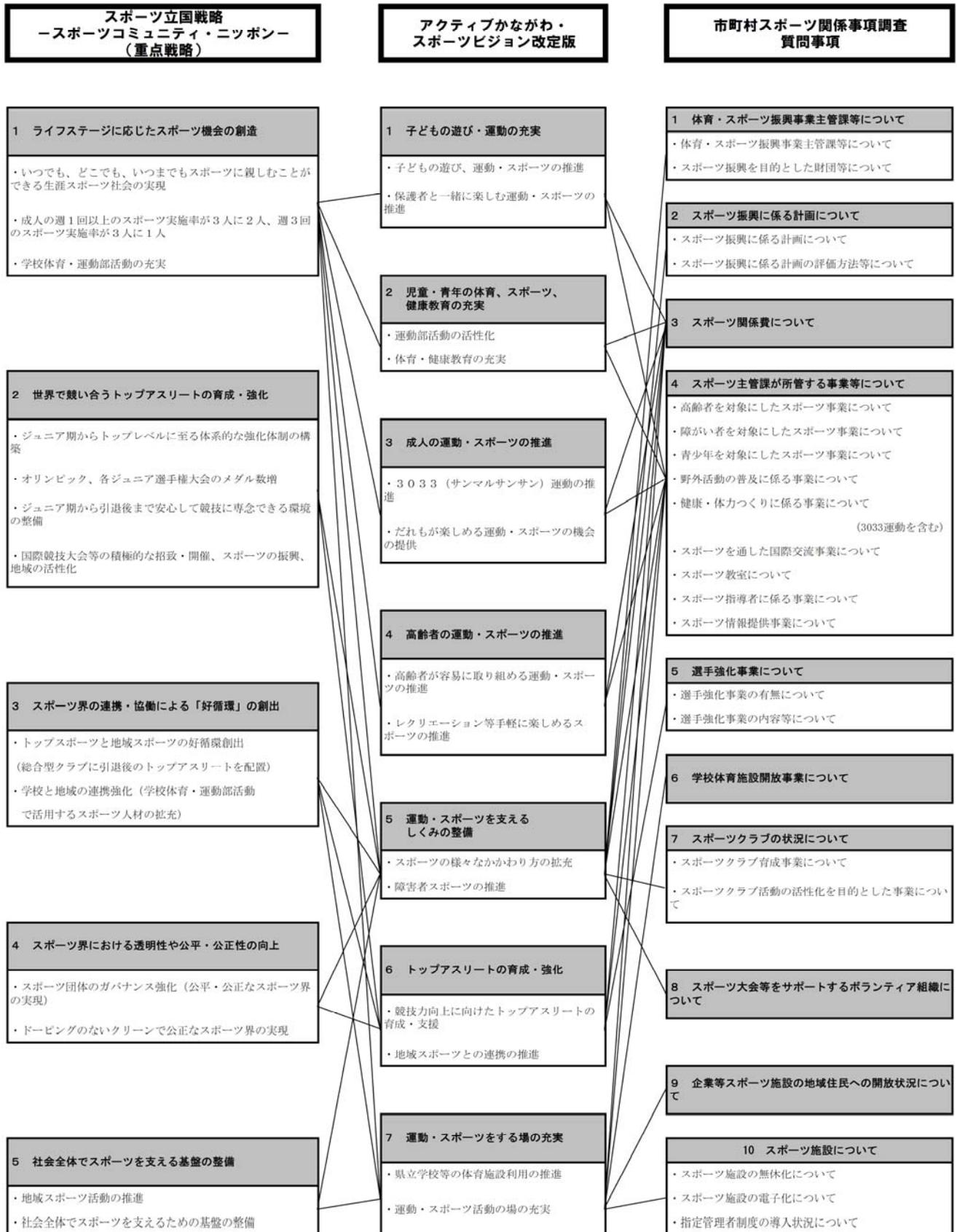
- 1 体育・スポーツ振興事業主管課等について
 - (1) 体育・スポーツ振興事業主管課等について
 - (2) スポーツ振興を目的とした財団等（〇〇振興財団など。ただし、体育協会を除く）について
- 2 スポーツ振興に係る計画について
 - (1) スポーツ振興に係る計画について
 - (2) スポーツ振興に係る計画の評価方法等について
- 3 スポーツ関係費について
- 4 スポーツ主管課が所管する事業（自主、委託、補助）等について
 - (1) 高齢者を対象にしたスポーツ事業について
 - (2) 障がい者を対象にしたスポーツ事業について
 - (3) 青少年を対象にしたスポーツ事業について
 - (4) 野外活動の普及に係る事業について
 - (5) 健康・体力づくりに係る事業について（3033運動を含む）
 - (6) スポーツを通じた国際交流事業について
 - (7) スポーツ教室について
 - (8) スポーツ指導者に係る事業について
 - (9) スポーツ情報提供事業について
- 5 選手強化学業について
 - (1) 選手強化学業の有無について
 - (2) 選手強化学業の内容等について
- 6 学校体育施設開放事業について
- 7 スポーツクラブの状況について
 - (1) スポーツクラブ育成事業について
 - (2) スポーツクラブ活動の活性化を目的とした事業について
- 8 スポーツ大会等をサポートするボランティア組織について
- 9 企業等スポーツ施設の地域住民への開放状況について
- 10 スポーツ施設について
 - (1) スポーツ施設の無休化について
 - (2) スポーツ施設の電子化について
 - (3) スポーツ施設における指定管理者制度の導入状況について

【国や県の施策との対比】

市町村スポーツ関係事項調査のそれぞれの質問事項が、国や県の施策とどのように関わっているのか、その関連性を明らかにするため、対比表を作成した（表1）。

国の施策としては、我が国のスポーツ政策の基本的な方向性を示す「スポーツ立国戦略」を、県の施策としては、「スポーツ基本法」や「スポーツ立国戦略」を参考にしながら、平成27年度までの取組みとして見直しの行われた「アクティブかながわ・スポーツビジョン改定版」を引用した。この対比によって、各市町村の回答結果から得られたスポーツ振興に関する全県的な実態や課題を、国や県の施策になぞらえて捉えることができると考える。

表1 「スポーツ立国戦略」・「アクティブかながわスポーツビジョン」・「市町村スポーツ関係事項調査質問事項」の対比



【結果・考察】

1 体育・スポーツ振興事業主管課等について
 (1) 体育・スポーツ振興事業主管課等について

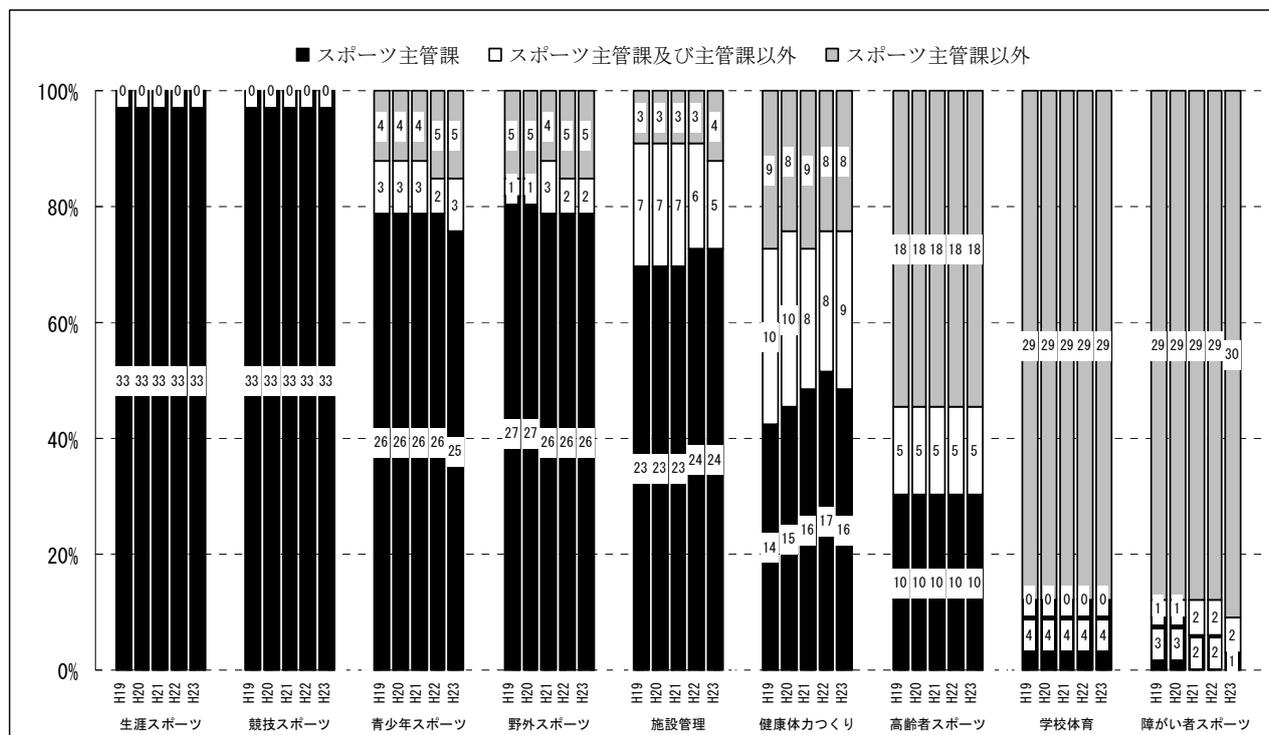


図1 体育・スポーツ振興事業の主管課等内訳 (n=33)

図1は体育・スポーツ振興事業等の主管課等内訳の年次推移を表したものである。「生涯スポーツ」及び「競技スポーツ」については、この5年間、33市町村のすべてでスポーツ主管課が担当していた。次いで「青少年スポーツ」と「野外スポーツ」がおよそ8割、「施設管理」がおよそ7割、「健康体力づくり」がおよそ5割の主管となっている。一方、「高齢者スポーツ」はおよそ3割、「学校体育」と「障がい者スポーツ」はおよそ1割と、スポーツ主管課が主管している市町村は非常に少なかった。

これにより、県内の市町村のスポーツ主管課は、「生涯スポーツ」と「競技スポーツ」を主な業務としていることがわかる。次いで「青少年スポーツ」と「野外スポーツ」についても、多くの市町村でスポーツ主管課が担当しているが、1～2割の市町村では、スポーツ主管課の手を離れて、子どもや青少年の育成を業務とする青少年課・こども育成課といった課が担当している。「施設管理」については、微増ではあるが、都市計画課・公園緑地管理課といった、施設やまちづくり全体に関わる部署への移管や、指定管理者に委託するケースが増えている。「健康・体力づくり」については、他の業務に比べて、スポーツ主管課と、健康福祉課・健康づくり課といった、市町村民の健康に関わる部署との連携が多くとられている。「高齢者スポーツ」は、この5年間で数値上の変化はないものの、5割以上の市町村で、健康福祉課・高齢福祉課といった、スポーツ主管課以外の課が主管をしている。「学校体育」については、スポーツ主管課が主管をしている市町村はわずかに4市町村で、9割近い市町村は、学校教育課などの教育課程を扱う課が主管をしている。「障がい者スポーツ」については、平成23年度に至っては、スポーツ主管課が単独で所管している市町村はわずかに1市町村であり、「高齢者スポーツ」を扱う健康福祉課や、障がい福祉課、介護福祉課といった、福祉を主事業とする課が主管をしている。

それぞれのライフステージにおけるスポーツの実施形態や目的の多様化、急速に進む高齢化等、複雑に変容する社会への対応や市町村民のニーズに応えるため、それぞれの業務を別の課が担当する「業務分担の細分化」は、今後さらに進行する可能性もある。しかし、これらの業務はすべて相互に関連しあっているものであり、単独で事業をすすめていく性質のものではない。県のスポーツ

振興指針である「アクティブかながわ・スポーツビジョン」と、各市町村で定めるスポーツ振興計画のすり合わせを行いながら、市町村が抱えるそれぞれの主管課及び県教育委員会スポーツ課が施策や事業の情報共有を行い、県全体として効率的にバランス良く推進されなければならない。

(2) スポーツ振興を目的とした財団等について

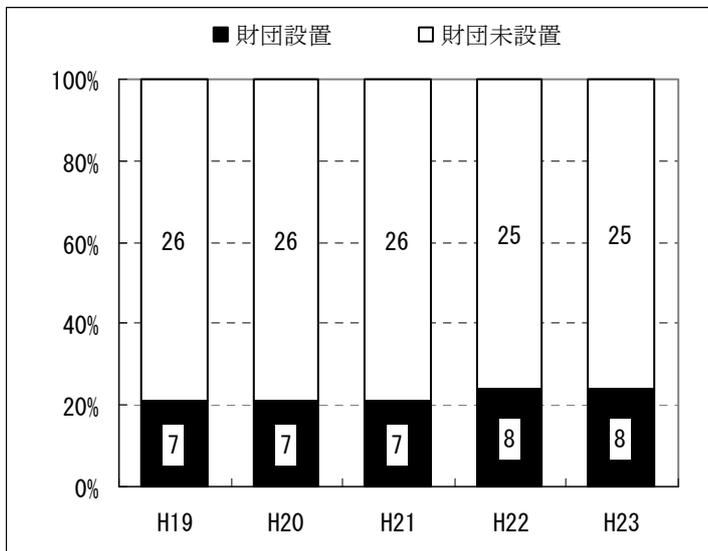


図 2-1 財団等の設置状況 (n=33)

図 2-1 は、市町村におけるスポーツの振興を目的とした財団等の設置状況の年次推移である(体育協会を除く)。この5年間で7団体から8団体に増えているが、全体としては、スポーツ財団を設置している市町村は24%となっている。

また、図 2-2 は、それらのスポーツ振興財団が所管している事業の年次ごとの内訳である。「生涯スポーツ」はこの5年間ですべてのスポーツ財団が所管しており、「健康・体力づくり」においても、平成23年度で全8団体が所管する形になった。次いで「青少年スポーツ」・「競技スポーツ」が続いている。

県内既存のスポーツ振興を目的とした財団のそれぞれの事業概要をみると、スポーツ振興のみを事業とした財団は極めて少なく、ほとんどの財団は、スポーツの振興と併せて、芸術・文化に関する事業や、緑化推進・施設管理に関する事業を行っており、総合的なまちづくりや、生涯学習の推進要素として「スポーツ振興事業」を柱の一つとして掲げている。また、スポーツを推進する事業として、生涯スポーツの推進や健康づくりの促進、青少年事業を掲げる財団が多く、財団が所管する事業について、調査で得られた回答と一致している。

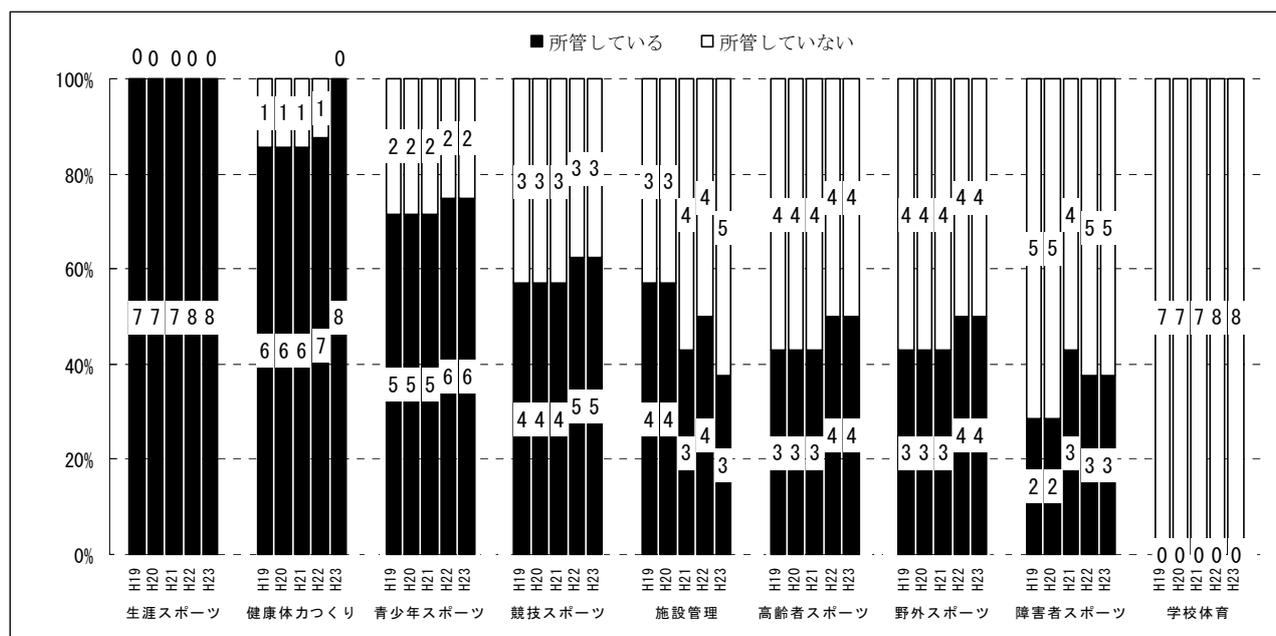


図 2-2 財団等が所管する事業

平成23年度における、これらスポーツ振興を目的とした（またはそれを含む）8団体は、一般社団法人・一般財団法人・公益財団法人のいずれかの法人で運営されている。民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するために行われた公益法人制度改革により、これまでの公益法人の許可制度では一体となっていた法人の設立と公益性の認定を分離し、登記のみで設立できる一般社団・財団法人の制度を創設するとともに、公益目的事業を行う一般社団・財団法人は、公益認定を受けることができることとなった（公益社団・財団法人）。民法には法人に関する最低限の通則のみが残され、他は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に移されることとなった。

法人とは、一定の目的のために結合した人の団体（社団）や一定の目的のために捧げられた財産の集合（財団）に法的人格を付与し、権利・義務の主体となることを認めたものである。一般社団・財団法人とは、剰余金の分配を目的としない（非営利）社団・財団で、登記をすることにより法人格を取得した団体である。公益社団・財団法人と比べ、税制の優遇や社会的評価などで劣る点はあるが、業務や運営に関する行政庁の監督がなく、毎年度の報告義務や立入検査もない。つまり、主務官庁の監督から離れ、ある程度自由で柔軟な事業活動や収益事業が可能となっている。したがって、比較的自由的な立場で、可能な範囲で公益目的事業を含む様々な事業を実施していきたい法人が選択するのに向いている場合が多い。一方、公益社団・財団法人とは、一般社団・財団法人のうち、公益を目的とする団体として行政庁から認定を受けたものである。公益法人の名称を使用しているということは、そのまま公益性の確保と社会的信頼性の向上へつながると言える。また、公益認定を受けた法人や、その公益認定を受けた法人に対して寄付を行う個人や法人には、寄付金優遇措置や税務上の優遇措置が適用される。しかし、公益性の確保と事業の適正な運営を維持する観点から、行政庁の指導監督下に置かれることになるため、報告義務・立入検査の実施など、公益性の継続を検証するハードルが高い。したがって、行政庁の監督の下、税制上の優遇措置を多く受けつつ主に公益目的事業を実施していきたい法人が選択するのに向いている場合が多い。

このようなことから、今後スポーツ振興を目的とした財団を設置、あるいは既存の財団に市町村の業務を移管する場合、それぞれの法人のメリット・デメリットを把握し、長期的に法人格を継続できるよう、適切に業務を遂行しなければならない。

2 スポーツ振興に係る計画について

(1) スポーツ振興に係る計画について

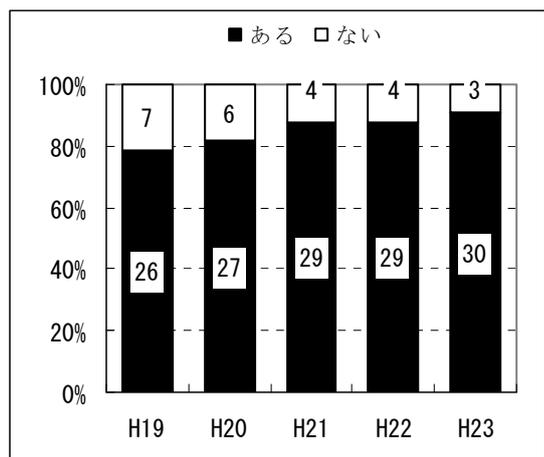


図3-1 スポーツ振興に係る計画の策定状況 (n=33)

図3-1のグラフは、市町村のスポーツ振興に係る計画の策定状況の年次推移である。平成19年度においては策定済みが26市町村（全体の79%）であったが、その後、未策定の市町村でも計画が進行し、平成23年度においては30市町村が策定済みとなり（同91%）、未策定の市町村は3市町村のみとなった。さらに、未策定市町村のうち、策定時期を平成23年度末、平成24年度としている市町村があるため、近年中にすべての市町村においてスポーツ振興計画が策定されるものと思われる。

スポーツ基本法第二章第十条において、「都道府県及び市町村の教育委員会は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」となっている。県のスポーツ振興計画としては、すでに「アクティブかながわ・スポーツビジョン」が平成16年12月に策定

され、平成20年3月の改訂、平成23年12月の改定を経ながら、県としてのスポーツ振興に係る指針を示してきた。今後、県内全市町村のスポーツ振興計画が出揃うことによって、それぞれの地域特性を生かしながら、県全体のスポーツ振興に係る方向性が定まることになる。

(2) スポーツ振興に係る計画の評価方法等について

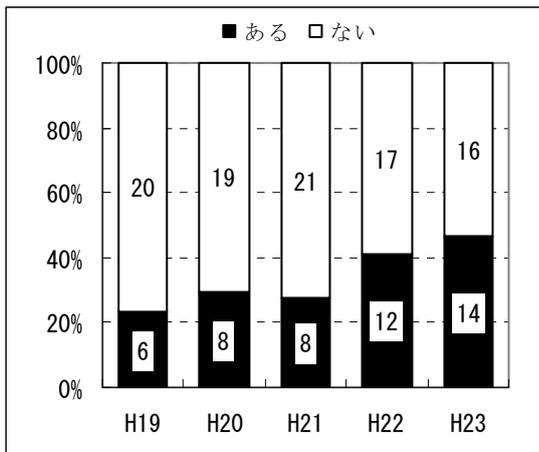


図3-2 スポーツ振興に係る計画の評価方法の有無

図3-2のグラフは、スポーツ振興計画を策定済みの市町村における、評価方法の策定状況を年度ごとに示したものである。評価方法の策定は、スポーツ振興計画の進捗状況や、計画実施によって得られた効果を測定し、その結果を次の目標設定に反映させるために有効である。評価方法を持つ市町村はこの5年間で倍増し、スポーツ振興計画と評価方法の双方を策定している市町村の割合は増加傾向にはあるが、まだ5割以上の市町村が、評価方法については未策定となっている。すでに策定した市町村の評価方法をみると、評価の頻度については、単年度ごとに行う形か、3～5年の計画期間を設け、期間毎に評価を行う形のどちらかに二分される。また、評価を行う母体は、自己評価または外部評価のどちらかであるが、自己評価を行っている市町村の割合が高い。具体的な評価方法としては、それぞれの施策に対して数値目標を設定し、その到達

度を評価するものや、事業全体を総合的な段階評価で示し、継続性を判断するもの、あるいは、各イベントの入場者数や、施設利用者の増減によって評価するものなど、市町村によって色々工夫されているので、今後、評価方法を策定する市町村の参考となるだろう。

3 スポーツ関係費について

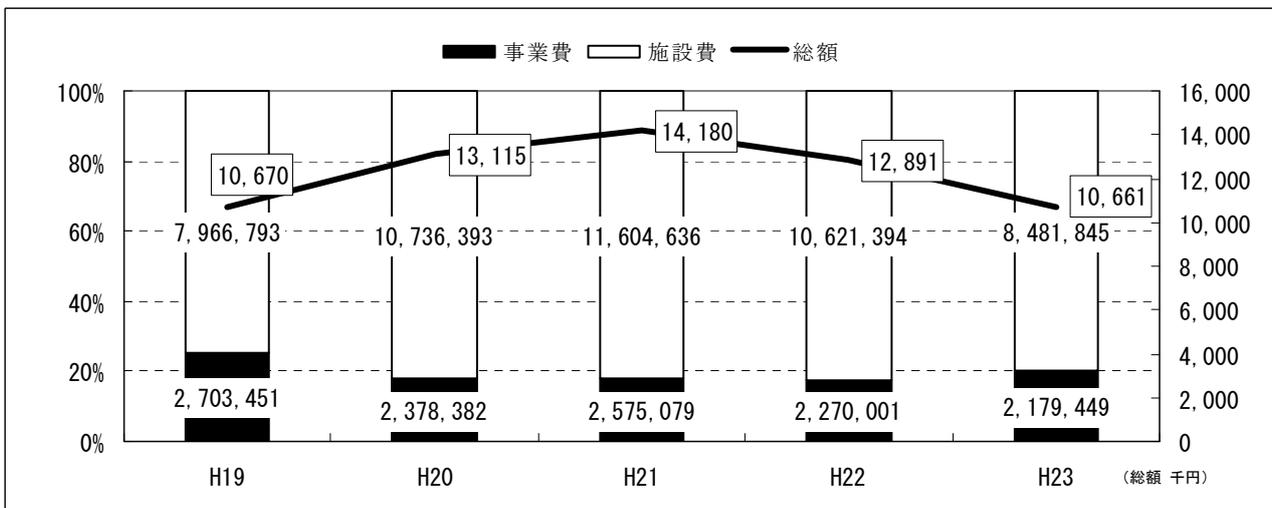


図4-1 スポーツ関係費内訳（事業費及び施設費）

図4-1は、各市町村の年度ごとのスポーツ関係費平均と、その内訳である。年度によって多少の変動はあるが、およそ1,000万円がスポーツ関係費に割り当てられていることがうかがえる。また、スポーツ関係費のうち、およそ2割が事業費、およそ8割が施設費という構成比となっている。

図4-2は、各市町村の年度ごとの事業費平均と、その内訳である。その平均額はこの5年間で緩やかな下降線を描いている。また、内訳については、ほぼどの年度においても、「団体助成」・「普及奨励」・「一般運営」・「指導員養成」の順に経費が多く割り当てられている。

図4-3は、各市町村の年度ごとの施設費平均と、その内訳である。これをみると、平成20年度、21年度のスポーツ関係費の増額は、施設費によるものが大きいと考えられる。また、内訳をみると、平成20年度以降、施設管理費は減額の傾向にあったが、逆に平成23年度では施設費全体が減額された中で、施設管理費の割合が増加している。

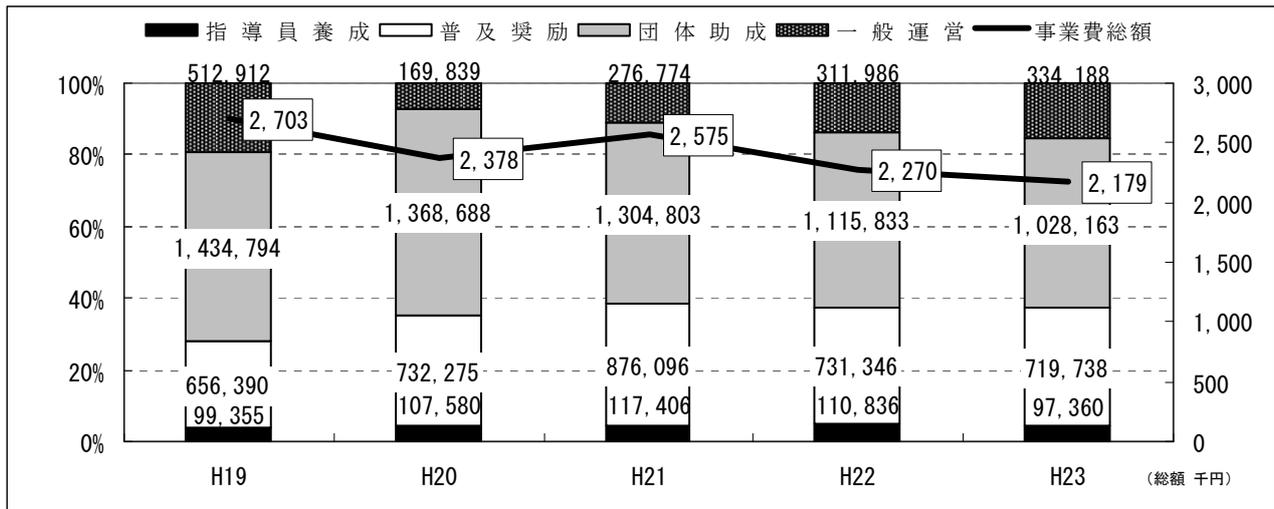


図4-2 スポーツ関係費内訳（事業費）

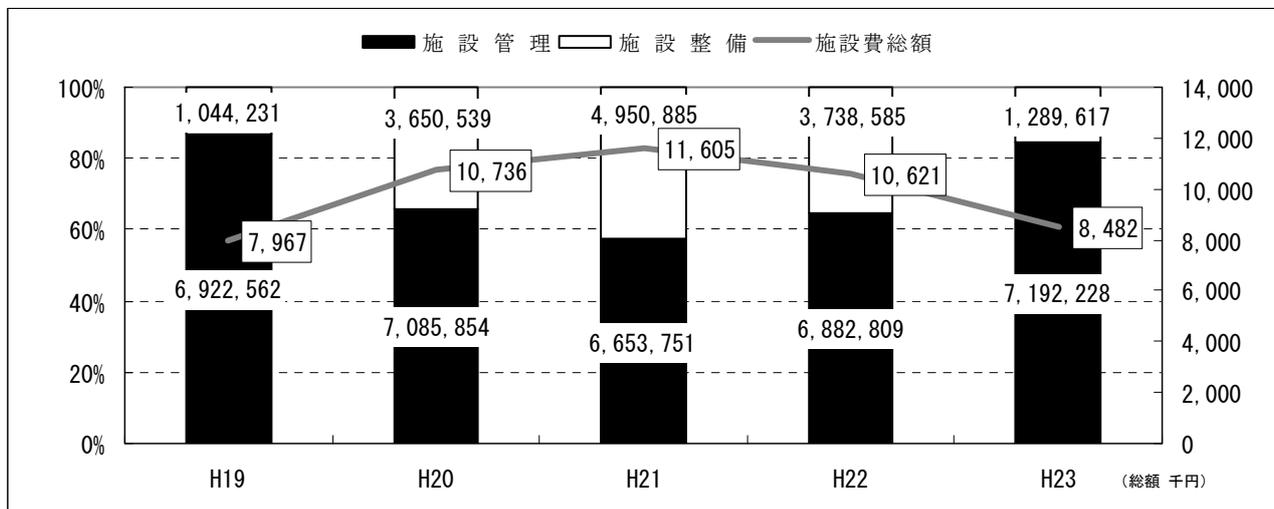
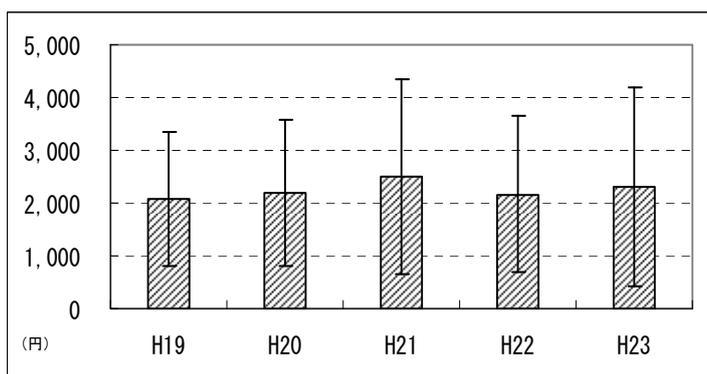


図4-3 スポーツ関係費内訳（施設費）



（単位：円）	H19	H20	H21	H22	H23
平均	2,066	2,203	2,512	2,172	2,304
標準偏差	1,271	1,387	1,850	1,485	1,891
最高	5,279	5,906	8,345	6,067	8,643
最低	373	459	406	357	362

図4-4 住民一人あたりのスポーツ関係費

図4-4は、それぞれの市町村における、住民一人あたりのスポーツ関係費の平均を年度ごとに示したものである。全県でとらえると、住民一人あたりのスポーツ関係費はおよそ2,000円強ということになるが、最高額の市町村と最抵額の市町村の差をみても明らかのように、住民一人あたりという観点からみると、スポーツ関係費の充当は、市町村によって非常にばらつきが大きいことが分かる。

平成22年度「県民の体力・スポーツに関する調査」（神奈川県立体育センター）では、30代から60代にかけて年齢とともに週1回以上の運動・スポーツを行っている人の割合が増えており、特に60代の週1回以上の運動・スポーツを行っている割合は65%と一番高く、

次いで70代の63%となっていることから、その年代のほぼ3人に2人が運動・スポーツを行っているという結果であった。つまり、加速度的に進む高齢社会において、運動の必要性を最も感じている年代は、まさにその高齢者ということになる。この高齢者人口の増加によるスポーツの需要（施設・用具等のハード面及び、教室やイベント等のソフト面）が今後大きく増大するのであれば、現在と同等のレベルを保持するために、これまで以上にスポーツ振興に係る財源を確保する手立てが必要となる。

4 スポーツ主管課が所管する事業等について

- (1) 高齢者を対象にしたスポーツ事業について
- (2) 障がい者を対象にしたスポーツ事業について
- (3) 青少年を対象にしたスポーツ事業について
- (4) 野外活動の普及に係る事業について
- (5) 健康・体力づくりに係る事業について
- (6) スポーツを通じた国際交流事業について
- (7) スポーツ教室について
- (8) スポーツ指導者に係る事業について
- (9) スポーツ情報提供事業について

5 選手強化事業について

- (1) 選手強化事業の有無について
- (2) 選手強化事業の内容等について

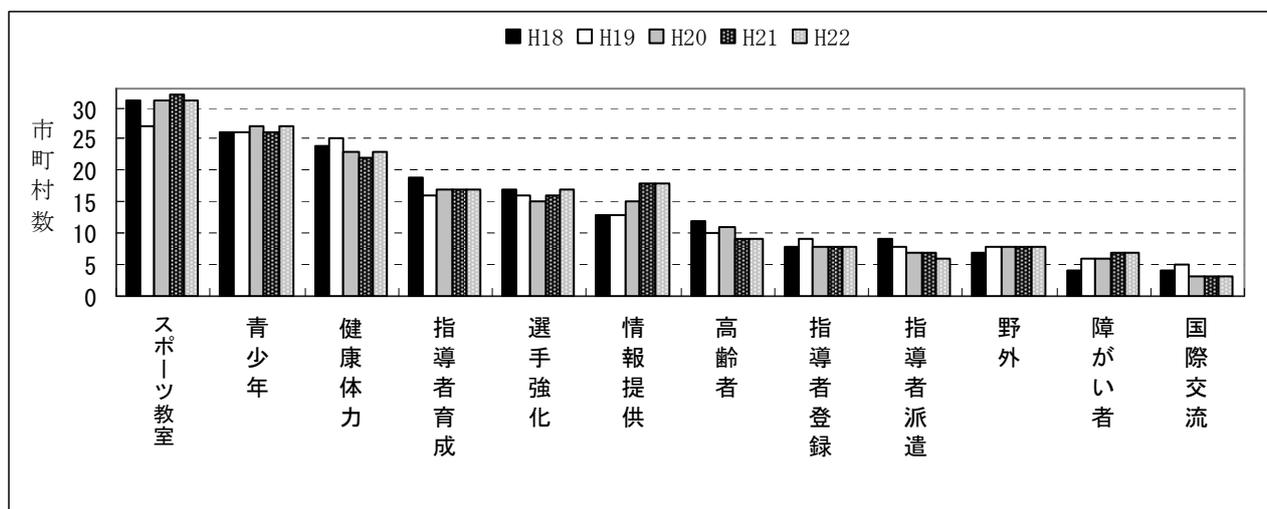


図5-1 スポーツ主管課が実施している事業 (n=33)

図5-1は、市町村におけるそれぞれのスポーツ事業の実施状況を年度ごとに示したものである（平成18～22年度）。最も多いのは「スポーツ教室」で、全体の9割以上のスポーツ主管課が実施している。次いで「青少年を対象にしたスポーツ事業」がおよそ8割、「健康・体力づくりに係る事業」がおよそ7割となっている。「指導者育成事業」・「選手強化事業」・「情報提供事業」がおよそ5割、それ以外の事業はそれほど高くない数字となっている。

図5-2は、市町村におけるスポーツ主管課が実施している教室や講座の合計数を年度ごとに示したものである。「スポーツ教室」・「青少年を対象にしたスポーツ事業」・「健康・体力づくりに係る事業」については、図5-1と同様、実施数においても上位であった。これら3つの事業について、平成22年度は、前年の平成21年度に比べると実施数はいずれも減少しているが、一つの理由として、平成23年3月に起きた東日本大震災の影響で、年度末に自粛または中止となった教室・講座があるためと考えられる。「野外活動の普及に係る事業」・「高齢者を対象にしたスポーツ事業」・「指導者育成事業」については、およそ60～70の教室・講座が実施されている。「情報提供事業」・「選手強化事業」・「障がい者を対象にしたスポーツ事業」はおよそ20～30の教室・講座数となっている（「情報提供事業」については、ホームページや広報誌等によるスポーツ情報提供の媒体数）。「スポーツを通じた国際交流事業」については、わずか5事業となっている（平成22年度）。

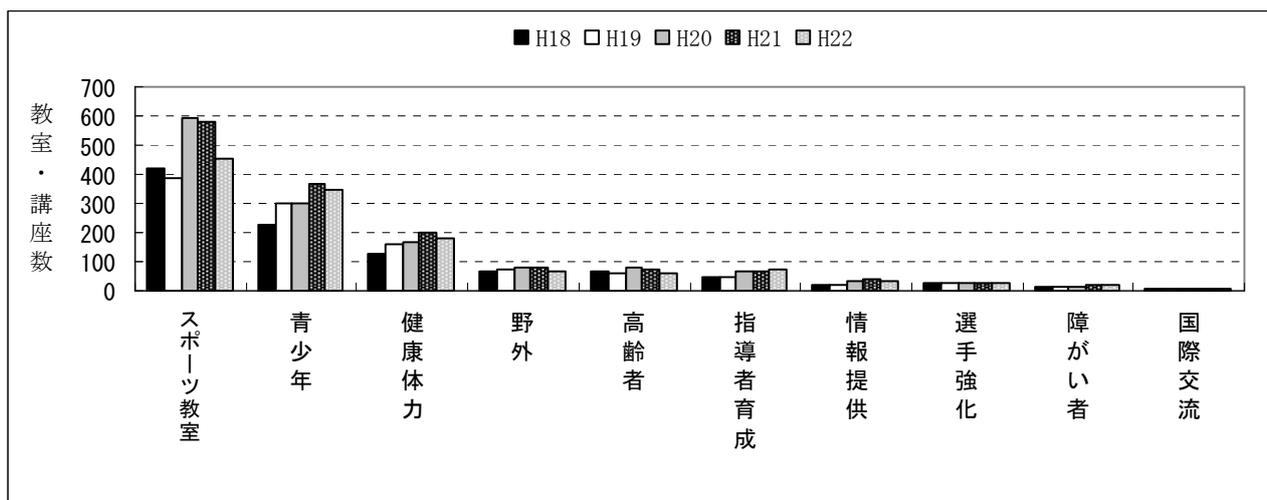


図5-2 スポーツ主管課が実施している教室・講座数（複数回答）

それぞれの事業の教室・講座内訳を簡潔に補足すると、高齢者を対象にしたスポーツ事業は、「健康・体力づくり」に関するものが最も多く、次いで「水泳」となっている。障がい者を対象にしたスポーツ事業は、「水泳」・「卓球」が多く、ローリングバレーやフライングディスクといった種目も行われている。青少年を対象にしたスポーツ事業は、40種目以上の教室・講座が行われているが、「水泳」が最も多く、次いで「サッカー」・「体操」・「各種ダンス」・「陸上競技」といった種目が上位を占める。野外活動の普及に係る事業は、「野外活動体験」・「クラフト教室」・「マリンスポーツ」の開講数が多い。健康・体力づくりに係る事業は、「体操」・「エクササイズ」・「ヨガ」の教室が多く、次いで「アクアビクス」・「ウォーキング」といった種目が続くことから、用具をあまり使わない全身運動を健康・体力づくりの目的として選択する傾向がみられる。このように、それぞれの事業において、対象となる参加者の年齢的・身体的特性と目的に即した種目が合理的に選択されていることが分かる。

スポーツを通じた国際交流事業については、「サッカー」・「バスケットボール」・「ミニバスケットボール」・「陸上競技」で実施されており、対象は小学生・中学生・高校生及び指導者、訪問先は中国・韓国・台湾といった、アジアの近隣諸国である。訪問の目的としては、友好都市との交流や文化体験、国際理解やアマチュアスポーツの普及・振興といった意味合いを持つものが多い。「スポーツ立国戦略」における「世界で競い合うトップアスリートの育成・強化」という重点戦略の中で、「国際競技大会等を積極的に招致・開催し、競技力向上を含めたスポーツの振興、地域の活性化を図る」という目標が掲げられている。これを機に、「友好親善」「国際理解」「競技力向上」「情報交換」といった様々な目的を持った国際交流の活性化が望まれる。

スポーツ教室や指導者育成事業に関しては、それぞれの種目で定期的実施されている。選手強化事業については、回答の記載事項によると、国際大会・全国大会・全国障がい者スポーツ大会・駅伝競争大会等に参加する選手の強化を目的に行われているが、市町村の自主事業として展開するほか、市の体育協会や種目協会に事業を委託し、選手強化事業費あるいは大会等への選手派遣事業費として経費を交付・助成している市町村も多い。

指導者登録制度を有する市町村については、平成22年度においては8市町村と、全体の24%にすぎず、設置状況はこの5年間でほぼ横ばいの状態である。神奈川県立体育センターでは、スポーツ指導者の登録制度である「神奈川県スポーツリーダーバンク」を運営している。これは、スポーツ指導の有資格者を広く県民に紹介できる制度であり、平成24年1月31日現在でのべ808名の登録数である。指導者登録制度を有しない市町村においては、神奈川県スポーツリーダーバンクの指導者情報が市町村民へのスポーツ指導者に関するニーズを補完し、また、指導者登録制度を有する市町村においても、登録数が少なく、資格の有無を考慮しない所もあるため、県と市町村がそれぞれ抱えている指導者情報の共有化を図ることで、より質の高い指導者情報が提供できると考える。

スポーツ情報提供事業は、平成22年度においては18市町村、全体の55%が実施している。内容は、主としてスポーツイベント・教室・講座の案内であり、他にスポーツサークル・団体の紹介、指導

者の紹介等が行われている。提供の媒体としては、広報誌によるものが非常に多く、次いでホームページでの公開となっている。神奈川県立体育センターでは、スポーツに関する「指導者」・「クラブ・サークル」・「イベント・講座」等の情報提供を行っており、今後、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の導入等で、より即時性・拡散性のあるネットワークの構築も視野に入れながら、市町村にとっても有用な情報を提供できるホームページの運用も充実させていきたい。

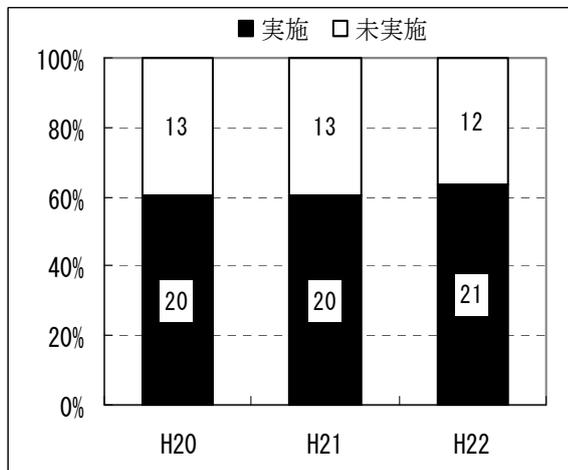


図 6 - 1 3033 運動の普及・啓発 (n=33)

図 6 - 1 は、3033（サンマルサンサン）運動の普及・啓発について、調査項目として加えられた平成 20 年度からの取組み状況を示したものである。3033 運動とは、県民が一人でも多くスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を営むために、1 日 30 分、週 3 回、3 ヶ月間継続して運動やスポーツを行い、運動やスポーツをくらしの一部として習慣化するという県の施策である。およそ 6 割の 21 市町村が、何らかの形で 3033 運動の普及・啓発に取り組んでいる。

図 6 - 2 は、市町村における 3033 運動の普及・啓発の実施場所について示したものである。「各種イベント・大会」での普及・啓発が最も多く、次いで「関係団体事業」となっている。「その他」として、市スポーツ施設・社会体育施設等のスポーツ施設が実施場所となっていた。

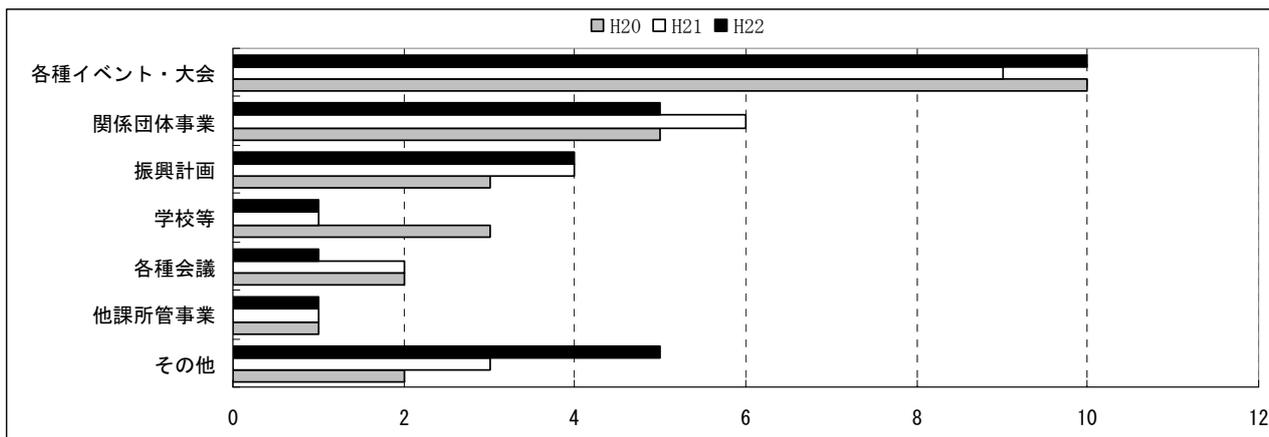


図 6 - 2 3033 運動の普及・啓発の実施場所（複数回答）

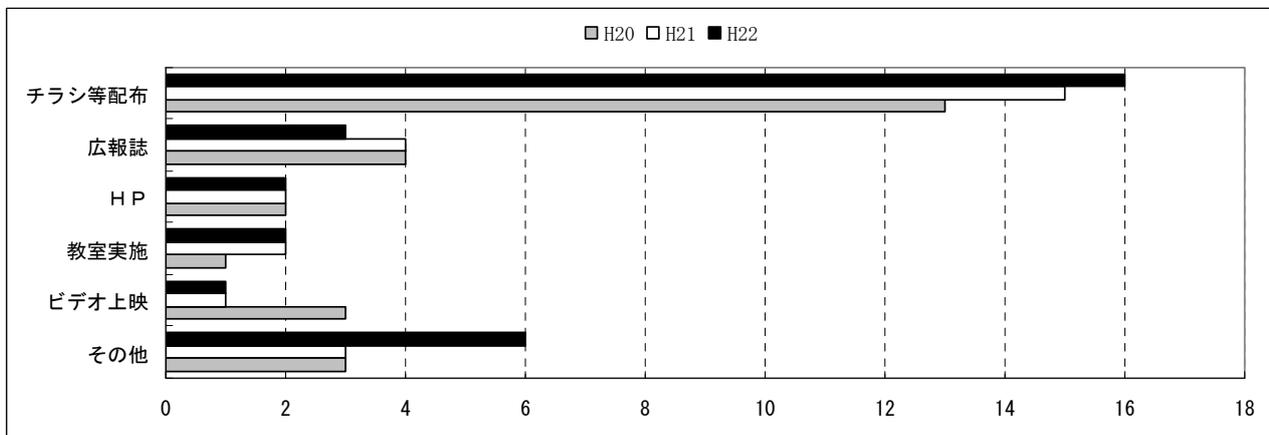


図 6 - 3 3033 運動の普及・啓発の実施方法（複数回答）

図6-3は、3033運動の普及・啓発の実施方法の内訳を年度ごとに示したものである。「チラシ等配布」が圧倒的に多く、次いで「広報誌」による紹介、「ホームページ」による紹介、「教室実施」と続いている。「その他」は、のぼり旗の掲出、スポーツ推進委員による普及・啓発といった内容であった。

神奈川県では、県民の健康・体力づくりの一環として平成13年より3033運動の普及・啓発事業を展開し、すでに10年が経過している。この運動が、県民に広く普及し、生活に定着させることができれば、運動・スポーツ実施率は上昇し、「アクティブかながわ・スポーツビジョン」の中で目標として掲げている「スポーツのあるまち・暮らし」の実現に大きく貢献するだろう。また、県民の健康や体力が向上し、生涯スポーツ社会の実現に向け、県民に心豊かな暮らしが創造されるようになるものと期待される。これまで、県教育委員会スポーツ課及び神奈川県立体育センターは、「3033運動キャンペーン事業」・「3033運動講習会開催事業」・「3033運動普及員養成事業」等の事業を展開し、広く県民に対して運動の普及・啓発を行ってきた。しかし、スタートから10年が経過した現在も県民の健康・体力づくりの手段として、3033運動が定着しているとはいえない状況にある。

神奈川県立体育センターは、市町村スポーツ関係事項調査の結果や普及・啓発の取組み状況を踏まえ、3033運動の趣旨の浸透と情報交換を行うことで「3033運動キャンペーン」を市町村が自主的に開催・運営できるようにすることを目的として、平成24年7月～8月にかけて、全33市町村のスポーツ主管課を訪問した。3033運動の必要性、実践内容、実践方法、普及・啓発の課題等、それぞれの市町村の担当者と直接意見を交わすことができたので、普及・啓発をまだ実施していない12の市町村はもとより、実施している市町村も含め、今後さらに積極的な事業展開が期待できる。

また、多くの県民に3033運動を周知するためには、これまでの普及・啓発方法を見直し、新たな普及の方法を企画・実行する必要がある。例えば、実施場所としては、企業や学校等、これまであまりターゲットとしてこなかったライフステージ層の開拓をすることや、実施方法として、情報の拡散性が大きい産業メディアやソーシャルメディアを有効利用することなどがあげられる。今後のさらなる事業展開によって、3033運動の必要性が深められ、神奈川県内に広く普及し、県民の健康増進と体力向上が図られることを願う。

6 学校体育施設開放事業について

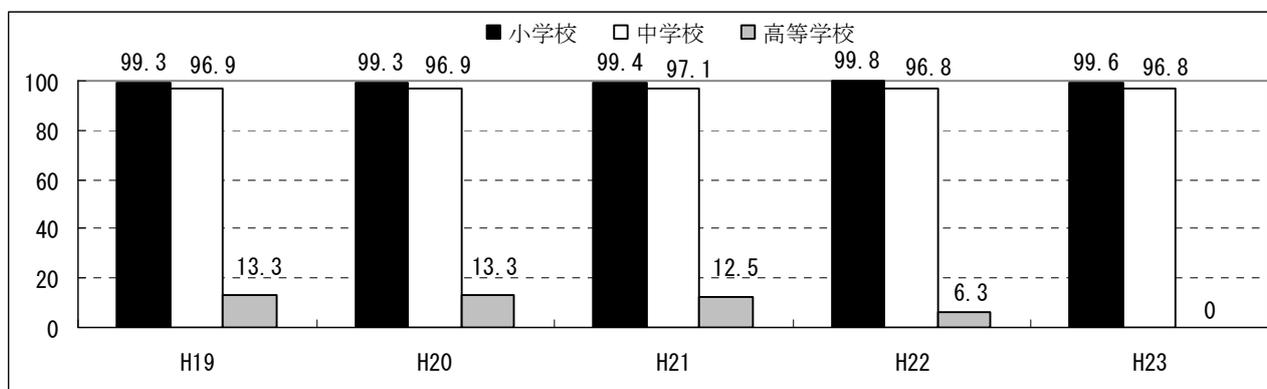


図7 市町村立学校体育施設の開放状況について

図7は、市町村における学校体育施設の開放状況の年次推移を表したものである。小学校においてはほぼ100%に近い開放率で、中学校においても概ね97%前後の開放率となっている。年度間で開放率に多少の変動が見られるのは、開放実績の差というよりも、統廃合による統計上の差の方が大きいので、この5年間で小・中学校ともに開放率で大きな変動はなかったとみてよいだろう。参考までに、平成23年度については、小学校856校中853校が開放、中学校410校中397校が開放という回答を得た。一方、高等学校においては、平成19年度に15校中2校が開放していたが、平成23年度は15校すべてが未開放となった。参考として、平成23年度の県立学校（高等学校143校、特別支援学校26校、計169校）のうち、スポーツ施設を開放しているのは155校（91.7%）であった。（県教育委員会スポーツ課調べ）

スポーツ基本法では、「学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、そ

の設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない」「国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と定めている（第三章第一節第十三条）。平成22年度の県内市町村の学校体育施設開放利用実績をみると、小中学校併せてのべ45万回、1,500万人の市町村民が利用していることから、今後も、市町村民が持つスポーツ活動に対する欲求を充足させるため、あるいは、健康で文化的な生活を営む権利を保障するために、公共のスポーツ施設を計画的に整備していくのはもちろんのこと、既存の学校体育施設の効率的な利用を促進する必要がある。

7 スポーツクラブの状況について

(1) スポーツクラブ育成事業について

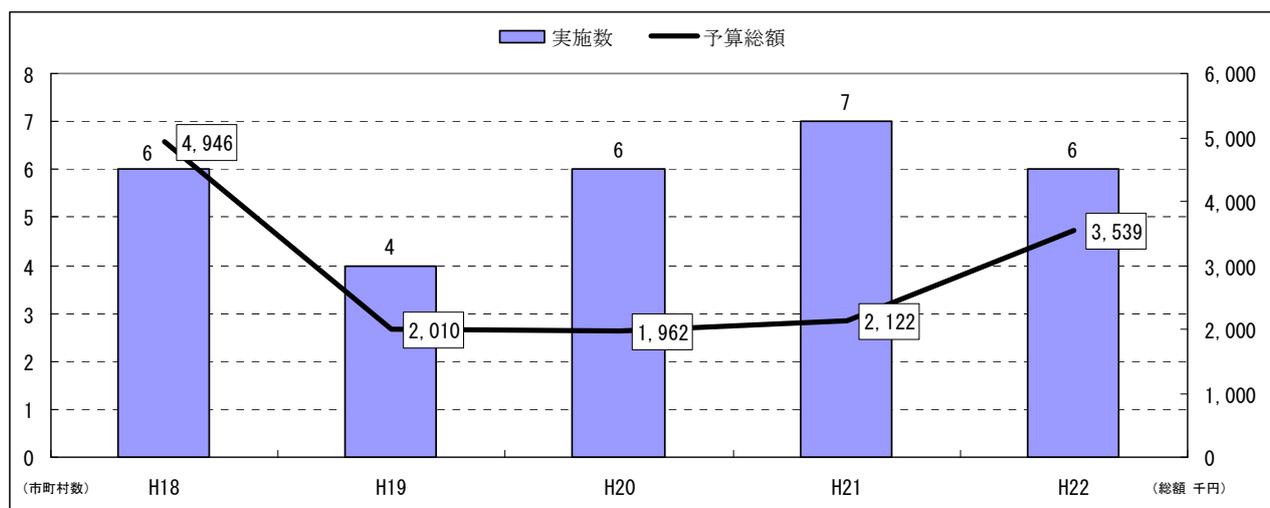


図8-1 スポーツクラブ育成事業の実施状況 (n=33)

図8-1は、スポーツクラブ育成事業の実施状況と、育成事業を行っている市町村の予算の総額を年度ごとに示したものである。ここでの「スポーツクラブ」とは、複数人数で活動（競技会出場、愛好者で定期的に練習など）している団体・グループのことで、体育協会やレクリエーション協会等に加盟している団体も含む。33市町村のうち、スポーツクラブ育成事業を行っているのは、平成22年度で6市町村（18%）にとどまっている。事業を実施している市町村の予算総額としては、平成21年度7市町村合計のおよそ210万円から、平成22年度6市町村合計のおよそ350万円と、この2年間では相対的に増額となっている。また、平成22年度に事業を実施している6市町村のうち、4市町村は「総合型地域スポーツクラブ推進・育成事業」で、ほかの2市町村は、スポーツ少年団等への「スポーツクラブ助成事業」となっていた。

(2) スポーツクラブ活動の活性化を目的とした事業について

図8-2は、スポーツクラブの活動を活性化させるための取組み状況を、年度ごとに示したものである。これは、スポーツクラブの育成を事業として位置づけていない市町村も含まれる（平成22年度で18市町村が回答）。回答結果をみると、「施設利用時間の拡大」・「広報誌等による情報提供」・「クラブ運営・活動資金の助成」という形で活性化を行っている市町村が多いことが分かる。

日常生活の中で継続的にスポーツに親しみ、豊かなスポーツライフを実現していくためには、身近なところで、気軽に自由に参加できるスポーツ活動の環境づくりが必要となり、そのひとつに、スポーツクラブの活性化があげられる。スポーツクラブで地域の人々がスポーツの楽しさを共有することによって、地域コミュニティが深まり、さらにクラブ活動が活性化していくと考えられる。また、幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージによって異なるスポーツ欲求に適應できる場を設定したり、スポーツ少年団等のスポーツクラブ同士が連携して、他の種目を体験できる場を

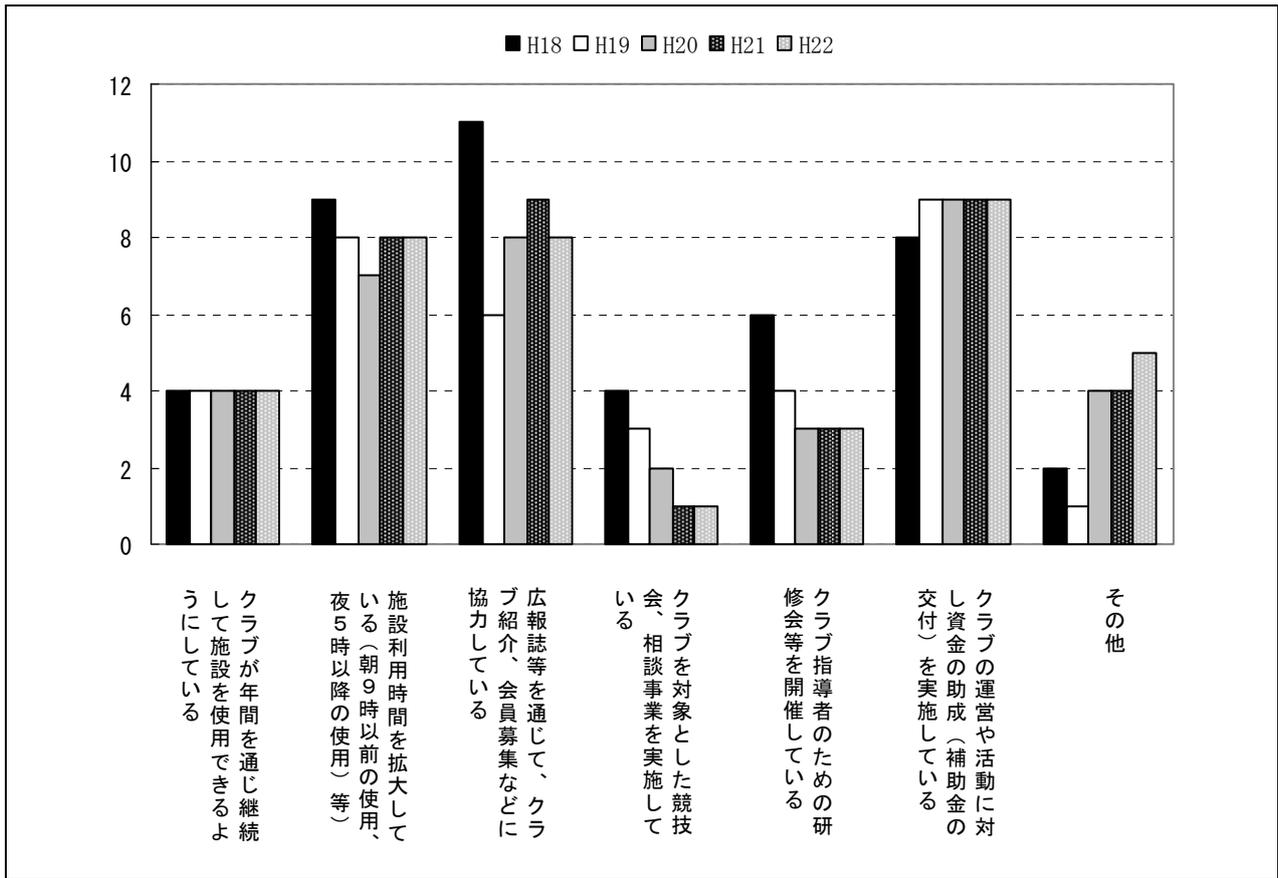


図8-2 スポーツクラブ活動活性化のための取組み(複数回答)

設けるなど、地域のさまざまなクラブやサークルのネットワークの構築が望まれる。

また、少子化に伴う部員数の減少といった問題を抱える学校部活動との連携や、高齢化によるスポーツ指導者の減少に対応した外部指導者等の地域の人材の導入など、社会環境の変化に伴う諸事情にうまく適応しながら、スポーツクラブを支えるしくみを整備していくことが必要である。今後、総合型地域スポーツクラブの育成も含め、図8-2にみられるような、スポーツクラブに対する支援が促進されることによって、県内市町村のスポーツクラブ活動が活性化し、生涯スポーツ社会の実現につながる重要な要素になると考える。

8 スポーツ大会等をサポートするボランティア組織について

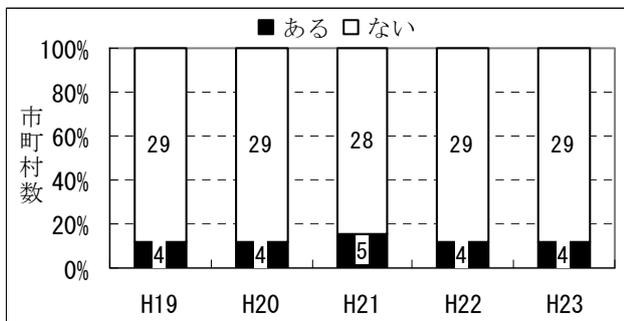


図9 スポーツ大会等をサポートするボランティア組織 (n=33)

図9は、市町村におけるスポーツ大会等をサポートするボランティア組織の設置状況の年次推移である。平成23年度現在、全体の12%にとどまっている。アクティブかながわ・スポーツビジョン改定版では、スポーツ活動を拓げる環境づくりの推進(サポートプログラム)の中で、「県民の多様な運動・スポーツへのニーズに対応するため、総合型地域スポーツクラブの育成・支援、スポーツ活動を支える指導者やコーディネーター、スポーツボランティア等人材の育成・充実を図る」ことを施策の方向性としている。しかし、スポーツボランティア組織の

設置については、市町村によっては、「すでに事業として終了している」、「検討中」、「組織を編成せず自主運営していく」、「イベント毎にボランティアを募る」、「組織を編成する必要性を感じない」

など、全市町村に定着していくのは厳しい状況にある。

文部科学省の「諸外国におけるボランティア活動に関する調査研究報告書(平成19年3月)」では、アメリカ・イギリス・ドイツ・フランス・スウェーデン・韓国・中国の7カ国について、ボランティア活動に対する考え方や、ボランティア活動を振興するための基盤等が国別にまとめられている。ボランティア活動は、各国の歴史や文化、国民性、体制や政治状況等の様々な要因に影響されるものであり、国づくりを進めるにあたってボランティア活動をどのように活用しようとするか、その価値観の違いで発展の度合いも違ってくる。アメリカやイギリスにおいてはボランティア活動を国づくりに積極的に活用しようとする姿勢が顕著であり、スポーツのビッグイベントはボランティアなしでは成立しないといわれている。他の国においても、ボランティア活動が義務化されていたり、法による体制が整っていたりと、ボランティア活動に対する意識は高い傾向にある。その理由としては、ボランティア活動が若者に対する市民教育・青年に対するキャリア教育・高齢者に対する健康・体力つくりの場として位置づけられていることがあげられる。スポーツ立国戦略の策定に向けたヒアリングの中でも、ある有識者が「スポーツの専門化を促進することが重要。スポーツボランティアをコーディネートするボランティアコーディネーターやボランティアリーダーといった専門職が必要である。」と述べている。「神奈川県民の運動・スポーツを支えるしくみの整備」という観点から、ボランティアの持つ大きな力が、今後のスポーツ活動の発展につながると考える。

9 企業等スポーツ施設の地域住民への開放状況について

- (1) 企業や学校法人のスポーツ施設の把握について
- (2) 企業の名称、施設名、税制優遇措置について

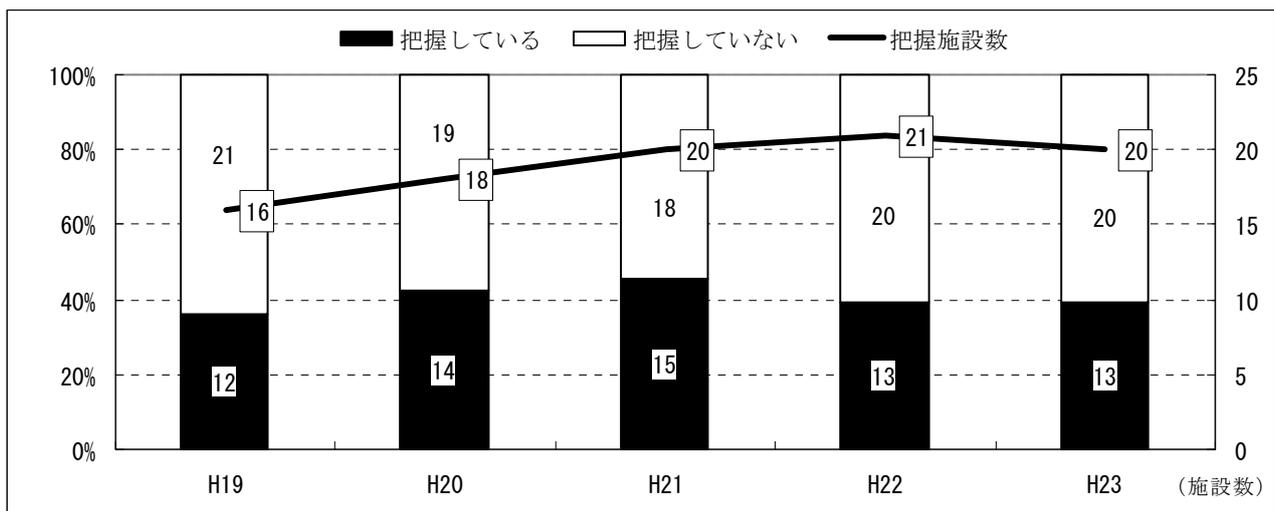


図10 スポーツ施設を開放している企業や学校法人の把握 (n=33) と把握施設数

図10は、市町村における企業等のスポーツ施設の地域住民への開放状況を年度ごとに表したものである。およそ4割の市町村が地域住民への開放を把握しており、把握している企業の施設数は平成23年度で20となっている。また、施設開放に伴う市町村独自の税制優遇措置は、すべての市町村で設けられていなかった。

アクティブかながわ・スポーツビジョン改定版では、大学をはじめとする身近なスポーツ施設の利用促進を、運動・スポーツをする場の充実という施策の方向性としている。近隣の企業が持つスポーツ施設も有効に活用できることが望まれるが、国内の情勢としては、景気後退を背景に企業のスポーツ離れが今も続いており、企業チームの休部や廃部のニュースが流れ、また、プロチームやスポーツイベントのスポンサーからの撤退を申し出る企業もある。これまで企業スポーツは、高度成長期を最盛期として活躍し、日本のスポーツ競技を支えてきた。しかし、経済環境や社会環境の変化により、企業の宣伝効果として活用されてきた企業スポーツの役割が薄れ、総合型地域スポーツクラブをはじめとするクラブスポーツの発展に伴い、企業が抱えるスポーツクラブを休・廃部にする理由のひとつとして、「企業スポーツは国内のスポーツを牽引する役割を終えた」とする企業も出てきている。しかし、トップレベルの競技スポーツという観点からみると、企業スポーツの衰退

は、各競技のトップリーグへの参加チーム減少、競技レベルの低下、練習環境の縮小、大学スポーツ、ジュニアスポーツの衰退、イベントや施設開放の停止、地元市町村民との交流減少といった悪影響が予想される。トップアスリートの育成・強化という点からも、市町村民へのスポーツ環境の提供や、総合型地域スポーツクラブにおける指導者としてのトップレベルの選手確保という点からも、元来企業スポーツを豊富に抱える神奈川県において、まだその役割は終わっていないといえよう。運営費の問題で休・廃部を余儀なくされるのであれば、年間事業費を安くおさえることのできる地域密着型プロリーグ、チームとしての存続の方向性を考え、総合型地域スポーツクラブとともに、市町村民のスポーツ活動場所として、あるいは神奈川の競技水準向上の場として、今後もその役割を担ってもらいたい。

10 スポーツ施設について

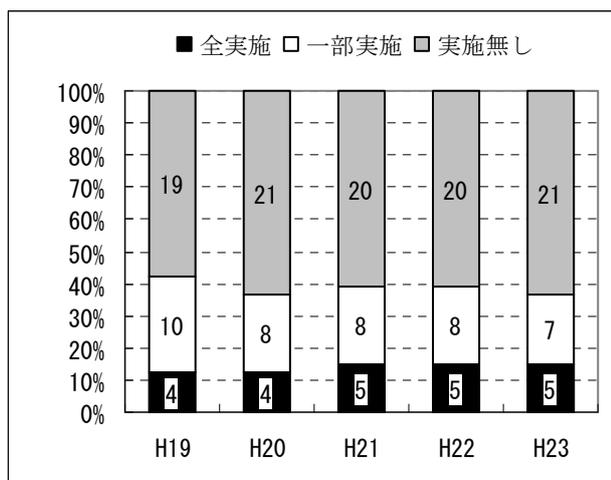


図 11-1 スポーツ施設の無休化について (n=33)

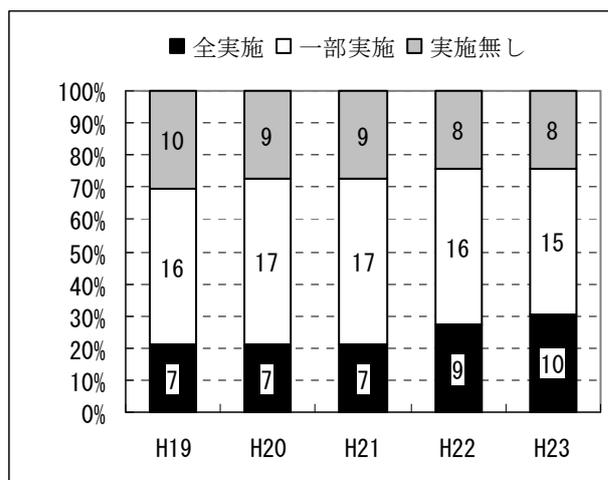


図 11-2 スポーツ施設の電子化について (n=33)

(1) スポーツ施設の無休化について

図11-1のグラフは、市町村におけるスポーツ施設の無休化の状況を年度ごとに示したものである。スポーツ施設の無休化については、この5年間、「全施設実施」・「一部の施設実施」を併せても、全体の4割程度にとどまっている。無休化に移行できない、あるいは実施を予定しない理由として、ほとんどの市町村が「施設点検・メンテナンス・維持管理のために休館日が必要」と回答している。ほかの理由としては、「人員が確保できない」、「無休化のニーズが低い」「同種施設の休館日をずらして対応している」といったものがあげられた。

スポーツ施設の無休化を実現させるためには、夜間でも施設点検・メンテナンスが行える「スタッフ」の存在と、それに伴う「運用資金」の確保が必要となる。スポーツ活動に関わる専門家やマネジメントに携わる正スタッフ以外に、長い営業時間に柔軟に対応できる非常勤スポーツボランティア等の存在も大切となる。運用資金については、行政機関という制約はあるものの、国及び地方公共団体からの予算に加えて、可能な範囲で公共機関並びに民間のスポンサーを獲得する努力も必要となるだろう。近年は、国内の民間スポーツ施設で、原則無休・24時間営業を掲げる所が増えてきている。公営のスポーツ施設においても、住民のあらゆる勤務形態・生活形態に対応できるよう、「施設・設備のメンテナンス（安全管理）」と、「営業時間・営業日の拡大」の両立を追求していくとよい。

(2) スポーツ施設の電子化について

図11-2のグラフは、市町村におけるスポーツ施設の電子化の状況を年度ごとに示したものである。「電子化」とは、インターネット等のオンライン予約を含む「予約システムのコンピュータ化」を指すが、この5年間で、「全施設実施」・「一部の施設実施」の合計数は漸増しており、平成23年度では全体の76%が全施設または一部の施設で電子化されている。電子化を実施しない理由として、「設置及び年間維持費が膨大」、「予約の必要がない施設がある」、「利用者の電子化へのニーズが少

ない」、「特定の競技団体のみに利用許可をしている」などがあげられた。

それぞれのスポーツ施設が単体で運営され、利用者数や手続き上の部分で電子化するメリットを見出せないのであれば、「現状維持」が選択されるのはやむを得ないが、例えば、スポーツ施設間をネットワークで繋ぐことでそれぞれの施設が持つ情報の共有化を図ったり、他県の公共施設でも見られるように、施設の予約のみならず、施設利用料金の電子決済を導入するなど、電子化の付加価値を上手に利用することができれば、より良い施設運営と、作業の効率化につながるものと思われる。

(3) スポーツ施設における指定管理者制度の導入状況について

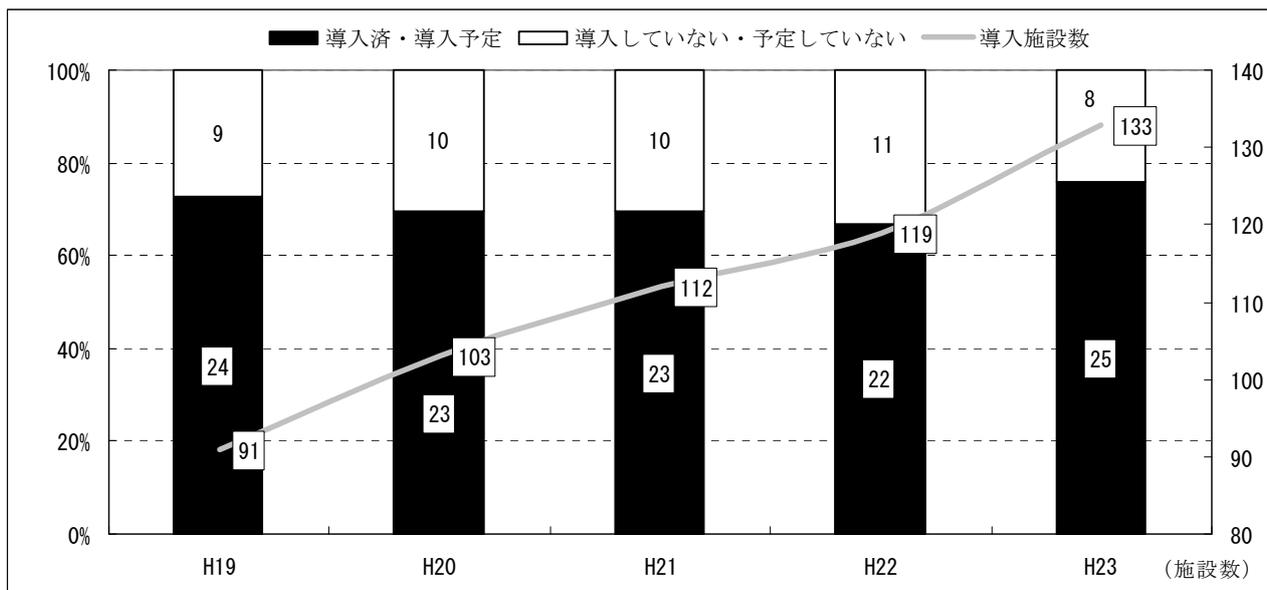


図 12-1 スポーツ施設における指定管理者制度の導入状況 (n=33) と導入施設数

図12-1は、スポーツ施設における指定管理者制度の導入状況と施設数を年度ごとに示したものである。指定管理者制度を導入している施設を持つ市町村は、全体のおよそ7～8割であるが、この5年間で導入数に大きな変化は見られない。一方、導入している施設数は、平成19年度の91施設から、この5年間で133施設まで増えている。つまり、導入済みの市町村においては、指定管理者制度を導入した施設が年度を追うごとに増加していることが分かる。導入していない市町村の理由としては、「検討中」が最も多く、他に、「施設規模や老朽化等で指定管理の導入が不適」「適切な管理者がいない」「費用対効果的に疑問」「コスト削減・利益追求に伴う住民サービス低下の恐れ」といった回答がなされた。

指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」を目的として、平成15年の地方自治法改正により創設された制度である。創設に先駆け、平成14年7月の総合規制改革会議の「中間とりまとめ — 経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革 —」では、「公共サービスについては、その需要者たる国民が必要とするものを最小の費用で提供することが重要である。このためには、可能な限り市場原理を活用した手段・形態を導入し、「官から民への事業移管」の推進を図るべきである」とし、具体的施策として、「公の施設」の受託管理者の拡大が検討課題として挙げられた。さらに、総務省は、平成18年7月の自治行政局長通知の中で、指定管理者制度の目的を「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」にあると説明しており、実際に、多くの自治体がこれらを目的に掲げている。このような社会的背景から、今後も公共施設に対する指定管理者制度の導入が促進されるものと思われる。

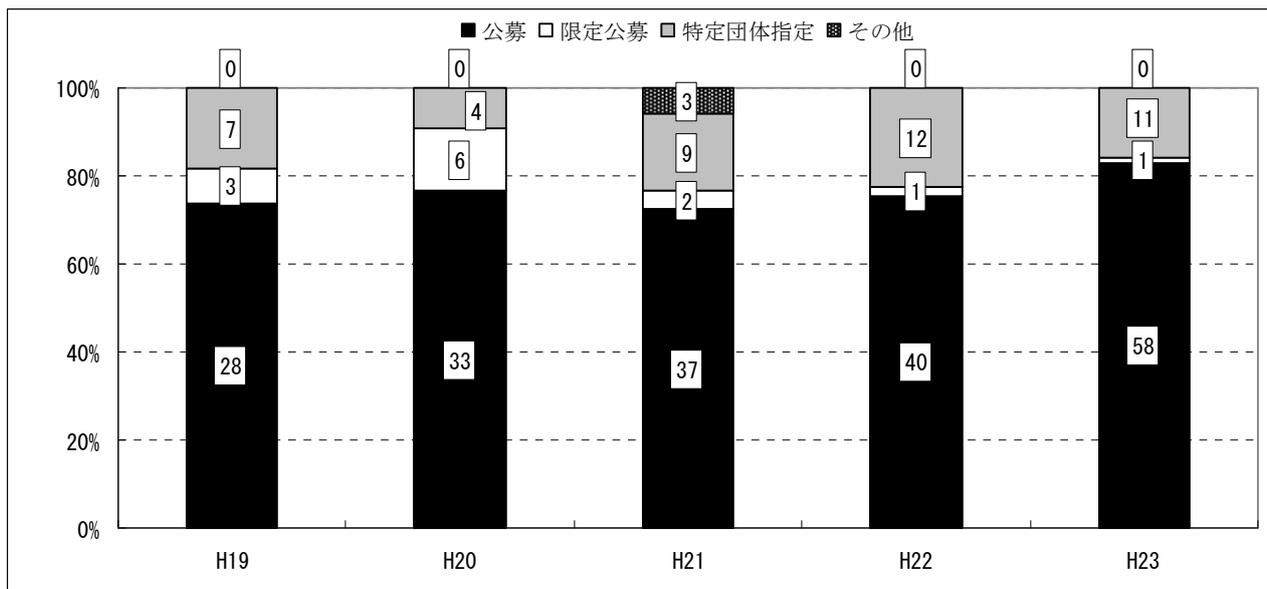


図 12-2 スポーツ施設における指定管理者の選定方法について（施設ごと）

図12-2は、指定管理者の選定方法について、その内訳を年度ごとに示したものである。年度で多少の増減はあるが、ほぼ8割が「（一般）公募」であり、残る2割は「特定団体指定」または「限定公募」となっている（平成21年度の「その他」は、3施設で「未定」と回答）。自治体は、公募・非公募のいずれかによって指定管理者を選定することになるが、これについて、総務省は、「指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画を提出させること」として、公募を原則とすることが望ましいと通知している。公募を選定方法とすることによって、指定管理者が次回の選定を意識することになり（指定期間は3～5年が多い）、ある種の緊張感を持った施設経営とそれに伴う団体および職員のモチベーションの向上が期待できるというメリットがある。また、多様な事業者の参入を促すことで公平性を確保し、団体間の競争による経費削減も見込まれる。

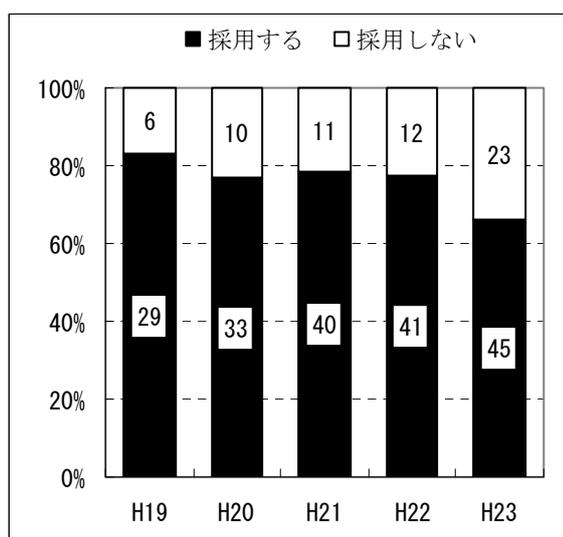


図 12-3 利用料金制度について

図12-3は、スポーツ施設の指定管理者制度における利用料金制度の採用状況について、その内訳を年度ごとに示したものである（指定管理者単位の数値）。これによると、利用料金制度を採用している指定管理者の割合は、平成19年度のおよそ82.9%から、平成23年度の66.2%へと減少傾向にある。

指定管理者制度を導入する施設では、その経営資源として、原則、「指定管理料のみ」、「利用料金のみ」、「指定管理料と利用料金の併用」のいずれかを採用することになる。実際の運用として、利用料金だけでは採算がとれない施設が多いので、「指定管理料のみ」か「指定管理料と利用料金の併用」のどちらかを採用するケースが多くなる。各担当課は、

施設の管理・運営に係る諸経費を算定し、指定管理料とするが、指定管理料をいかに積算し、算定するか、その積算根拠が問われ、年度ごとの見直しも必要になってくる。また、指定管理料と利用料金を併用する場合、天候などの物理的障壁などに伴う利用料金収入額の減少といったリスクが生じるため、変動の少ない指定管理料のみで経営することが望ましいとする考えもある。いずれにしても、指定管理者のモチベーションが低下することのないよう考慮しつつ、適切な料金の設定が要求される。

・指定管理者の交代があった場合のスムーズな引継ぎ
・モニタリング方法の検証・改善、財務書類の審査
・施設管理に関する関係法令とのすり合わせ
・指定管理者制度業務のための部署・人員等を確保していなかったため、所管部課の業務が想定以上に増大
・指定管理者交代による雇用不安に伴う職員の退職や労働意欲への影響
・出資団体が管理運営する場合、公益法人制度改革の影響
・スポーツ施設の利用者拡大につながるソフト事業充実の必要性
・施設老朽化に伴う大規模修繕の可能性とそれに伴う営業補償
・細部にわたって指定管理業務を把握し、指導していく手法の研究
・利用料金制の導入の検討
・利用料の支払いについて、銀行等への振込から窓口払いへ切替えへの周知不徹底
・物価変動による高熱水費の高騰による指定管理料の増加
・指定管理料の毎年度ごとの予算確保
・施設に対するクレーム処理（市と指定管理者のバランス）
・指定管理者の制度の理解不足による利用者への対応が不十分。本来の経費節減・市民サービスの向上が必要
・指定管理者の自主事業と団体の大会利用希望の日程が重複。調整に苦慮
・経費削減に伴う人件費の抑制による指定管理者のモチベーション低下（市民サービスの向上に繋がらない）
・物品の破損に関する、対応者の判断（修繕は指定管理者、買い替えは市）

表2 指定管理者導入後に生じた課題や問題点（一部抜粋）

表2は、スポーツ施設における指定管理者導入後に生じた課題や問題点である（平成19年度～平成23年度、市町村による複数回答）。このように、「人的・物的配置」・「金銭的保障」・「利用者への周知」・「管理システムの充実」・「監督・評価システムの確立」といった、様々な条件が満たされないまま、社会的背景に漫然とならい、見切り発車的に指定管理者制度を導入することには大きなリスクが伴うことを認識しなければならない。

【まとめ】

県教育委員会スポーツ課で実施されてきた、市町村スポーツ関係事項調査結果の経年変化を集計・分析したことにより、近年のスポーツ振興に関する取組みの全県的な傾向を把握することができた。

各市町村は、住民に最も身近で地域の実情を把握した基礎自治体として、住民のスポーツ活動に係るニーズに対して、即時的かつ包括的に課題解決を図る役割を担っている。これに対して、県は、より広域的な事務、市町村間の調整及び市町村の規模、能力を超える事務を担当する役割を持つ。このため、県は、それぞれの市町村の規模や事業体制等を理解し、その地域特性を勘案しながら現状分析を行い、各自治体の自己責任・自助努力を基本としつつも、市町村に対する各種支援をはじめ、有用となる情報を提供しながら、県と市町村双方の交流・連携・協力関係の強化を推進していく必要がある。

広域スポーツセンターとしての機能を有する神奈川県立体育センターは、「総合型地域スポーツクラブの創設・運営に関する支援」、「広域圏における競技力向上に関する支援」、「広域圏のスポーツ振興に関するスポーツ医・科学面からの支援」、「スポーツ情報の収集・提供」、「行政及びスポーツ団体等との連携・協力」等の事業を行っている。これらの事業はいずれも市町村との連携・協力体制が望まれる。この意味において、本研究によって各市町村のスポーツ振興に関する取組み状況を把握できたことは、今後、スポーツ振興施策における市町村とのパートナーシップを強

化していく上での有効な指標となるであろう。本研究の調査結果が、今後の神奈川県及び市町村におけるスポーツ振興に少しでも貢献できれば幸いである。

【参考・引用文献】

スポーツ振興基本計画（文部科学省 平成12年）

アクティブかながわスポーツビジョン改定版（神奈川県教育委員会 平成23年）

スポーツ立国戦略 ―スポーツコミュニティ・ニッポン―（文部科学省 平成22年）

スポーツ基本法（文部科学省 平成23年）

公益法人制度改革の概要（行政改革推進本部事務局 平成18年）

県民の体力・スポーツに関する調査（神奈川県立体育センター 平成23年）

諸外国におけるボランティア活動に関する調査研究報告書（文部科学省 平成19年）